

静岡県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第16号

静岡県教育委員会規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会会議規則（昭和31年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条（略）</p> <p>2 定例会は、<u>月2回開催するものとする。</u></p> <p>3（略）</p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 定例会は、<u>毎月2回開催する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 <u>教育長が必要があると認めるときは、教育長及び委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、会議に出席することができる。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。